

公益社団法人計測自動制御学会北陸支部賞規程

2016年6月21日（制定）
2017年11月9日（改正）

（設 置）

第1条 本支部に、公益社団法人計測自動制御学会北陸支部賞（以下、「支部賞」という。）を設ける。

（支部賞の種類）

第2条 支部賞は次の3種とする。

- （1）優秀論文発表賞
- （2）SICE Annual Conference 若手奨励賞
- （3）優秀学生賞

（候補の募集と審査）

第3条 支部賞の受賞候補を選定するために、選考委員会を設ける。

- 2 選考委員会は、各賞の指定する審査項目に基づき、本支部が募集した候補の審査を行う。

（受賞の決定）

第4条 本支部運営委員会は、選考委員会の審査結果に基づき、受賞者を決定する。

- 2 支部長はこの結果を理事会に報告する。
- 3 選考委員会での選考の議事詳細は公表しない。

（支部賞の贈呈）

第5条 支部長は、各賞の指定する期日・場所において、受賞者に賞状と副賞を贈呈する。

- 2 支部長は、支部長の指名する者に贈呈を委任できる。
- 3 各賞における会員資格の有無は、該当する賞の贈呈時での資格とする。

（優秀論文発表賞）

第6条 優秀論文発表賞は、電気関係学会北陸支部連合大会における若手研究者の優秀な講演を表彰することにより、北陸地区における計測自動制御分野研究の活性化をはかることを目的とする。

2 候補は、電気関係学会北陸支部連合大会において優れた内容の講演を行う登壇者であり、かつ、講演時において年齢30歳以下の本会会員とする。電気関係学会北陸支部連合大会における他の主催・共催学会が設ける賞との重複申請はできない。これまでに優秀論文発表賞を受賞した者は候補としない。

3 審査項目は、審査申込書および講演の内容とする。

4 優秀論文発表賞は、毎年1件以内の範囲で授与する。

5 贈呈場所は電気関係学会北陸支部連合大会の会場とする。贈呈が難しい場合、本支部運営委員会は、支部長名により賞状と副賞を受賞者に郵送する。

（SICE Annual Conference 若手奨励賞）

第7条 SICE Annual Conference 若手奨励賞は、SICE Annual Conference における北陸地区若手研究者の優秀な講演を表彰することにより、北陸地区における計測自動制御分野研究の国際発信の活性化をはかることを目的とする。

2 候補は、SICE Annual Conference において優れた内容の講演を行う登壇者であり、かつ、講演時において年齢30歳以下の北陸地区本会会員とする。これまでにSICE Annual Conference 若手奨励賞を受賞した者は候補としない。

3 審査項目は、審査申込書および講演最終原稿の内容とする。

4 SICE Annual Conference 若手奨励賞は、毎年3件以内の範囲で授与する。

5 贈呈場所は、SICE Annual Conference の会場とする。贈呈が難しい場合、本支部運営委員会は、本支部長名により賞状と副賞を受賞者に郵送する。

(優秀学生賞)

第8条 優秀学生賞は、計測、制御及びシステムに関する学術技術分野を学ぶ北陸地区の優秀な学生を表彰することにより、これからの担う人材の活性化をはかることを目的とする。

2 候補は、北陸地区の大学・高専に所属し、計測、制御及びシステムに関する学術技術分野において優秀な成績を有する学生とする。これまでに優秀学生賞を受賞した者は候補としない。

3 審査項目は、大学・高専教員の作成する推薦書とする。

4 優秀学生賞は、所属する機関における正会員数を勘案し授与する。

5 支部長は、受賞者の所属する機関の教職員に賞の贈呈を委任する。贈呈場所は受賞者の所属機関とする。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、本支部運営委員会及び理事会の議決を経るものとする。

附 則

1 この規程は、理事会承認日（平成28年6月21日）から施行する。

2 「公益社団法人計測自動制御学会北陸支部優秀論文発表賞規程」、「公益社団法人計測自動制御学会北陸支部 Annual Conference 学生奨励賞規程」、及び「公益社団法人計測自動制御学会北陸支部優秀学生賞規程」を統合し、「公益社団法人計測自動制御学会北陸支部賞規程」とする。

3 「SICE Annual Conference 学生奨励賞」を「SICE Annual Conference 若手奨励賞」に改める。

4 この規程は、平成29年11月9日から施行する。